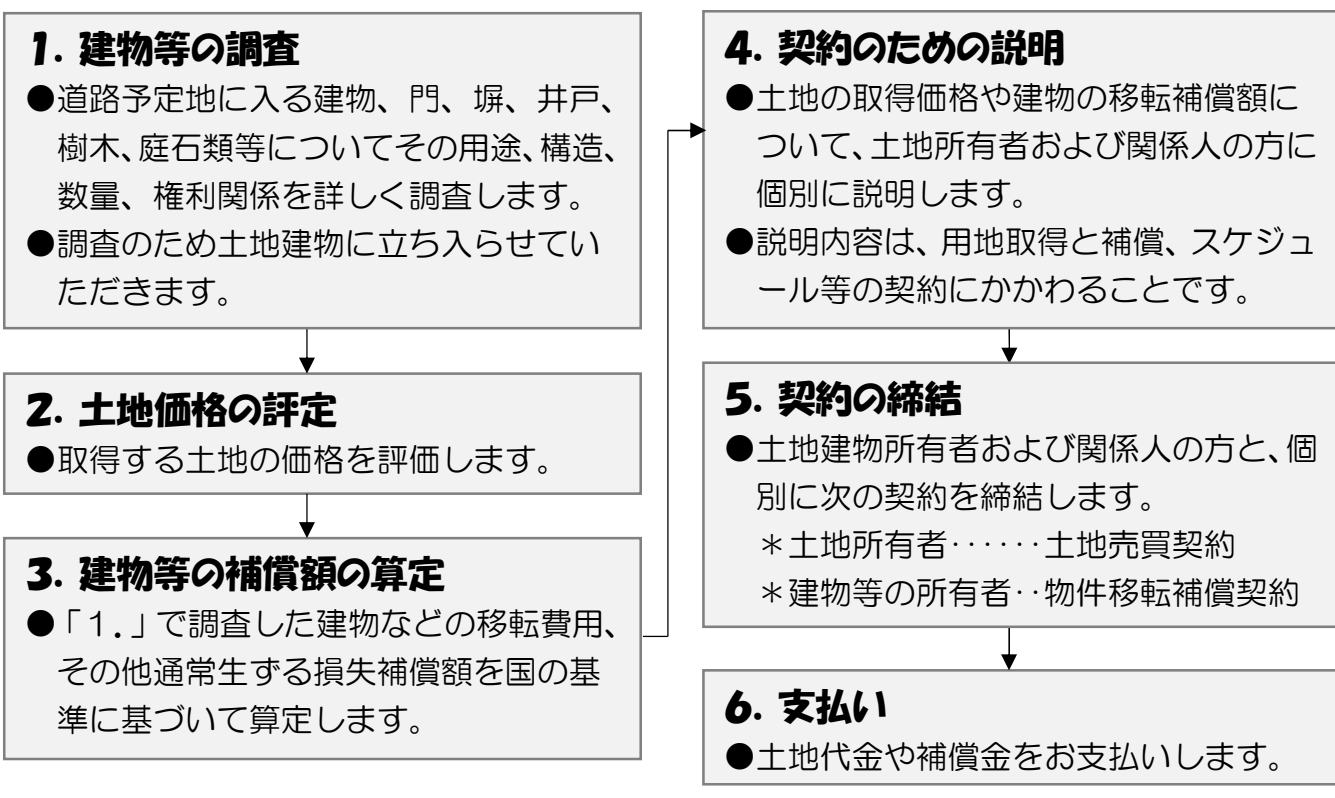


主要区画道路の整備に伴う用地取得の流れ

川口市からの
お知らせ



主要区画道路の整備に伴う主な補償の種類について

川口市からの
お知らせ

①建物移転補償 建物の移転に通常かかる費用の補償 	②工作物移転補償 塀、物置、車庫、井戸、庭園設備等の移転に通常かかる費用を補償 	③動産移転補償 引越しに伴う家具等の運搬費用を補償
④立竹木等移転補償 掘り起こし、運搬、植え付け、養生等に通常かかる費用を補償 	⑤仮住居補償 仮住居に必要な費用を補償 	⑥移転雑費補償 法令上の手続きに要する費用（登記費用等）、移転のための挨拶状に要する費用、上棟式に係る費用及び移転旅費等の諸雑費を補償

※補償内容は、個々の状況により異なりますので、記載の補償が全て該当するとは限りません。

問合せ先

※詳しくは川口市ホームページをご覧ください。

川口市 都市整備部 市街地整備室 住所：〒333-0853 川口市芝園町3-17
 TEL：048-264-5321（直通） FAX：048-264-5322

まちづくり協議会ニュース

芝樋ノ爪及び芝4・5丁目地区

18号

発行日：平成28年3月
 発行：芝樋ノ爪及び芝4・5丁目地区まちづくり協議会
 (事務局) 川口市都市整備部市街地整備室
 編集協力：(株)首都圏総合計画研究所

公園づくりの検討について

現在、芝樋ノ爪及び芝4・5丁目まちづくり協議会では、「当地区における公園づくり」をテーマとしてまちづくりの検討をしています。
 第20回協議会では、「公園づくりの進め方」や「当地区の公園のあり方」について協議会員がワークショップ形式で議論しました（前号参照）。
 平成28年度の協議会でも、引き続き、まちづくり・公園づくりに関して住民参加のワークショップ形式等で議論を重ねる予定です。

第21回 芝樋ノ爪及び芝4・5丁目地区まちづくり協議会を開催しました

- 日時 平成28年2月24日(水) 14時～15時30分
- 場所 芝公民館 講座室 / ●出席者 12名
- 主な議題
 - ・当地区の防災まちづくりにおける夢の再確認
 - ・当地区のまちづくりにおける最近の課題について
 - ・今後の予定



▲当日の意見交換の様子

土地区画整理事業予定区域の解除とともに始まった新たなまちづくり手法の紹介！

当地区は、昭和38年に土地区画整理事業施行予定区域に指定されましたが、平成27年4月に区域から外れ、土地区画整理事業での整備はなくなりました。
 これに代わる新たな手法として、住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型）により、防災のまちづくりを段階的に進めています。
 より安全で快適な生活、地震・火災などの災害時のために

- ◆緊急車両も通行できる避難路（8m道路）
- ◆一時的に身の安全が確保できる広場（公園）

を整備します。

S38年～H27年3月
 土地区画整理事業施行
 予定区域

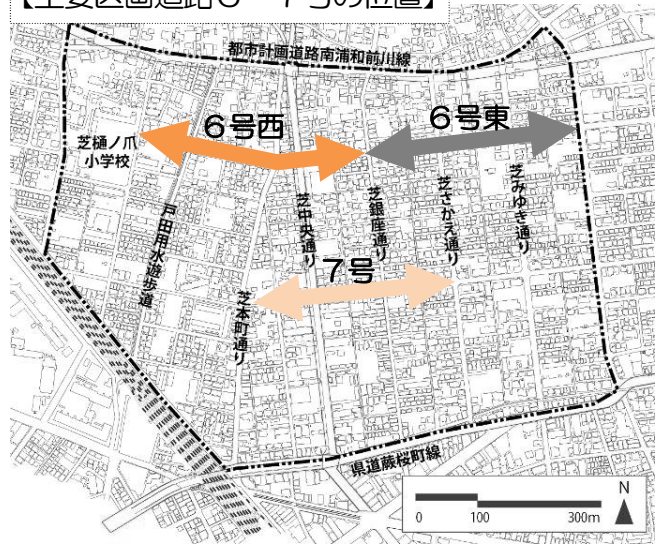
- ①H24年4月～ 住宅市街地総合整備事業(密集住宅市街地整備型)の開始
- ②H27年4月～ 地区計画の指定(H27年9月一部条例化)
- ③H27年4月～ 準防火地域の指定

円滑な消防活動等を目指し、幅員8m道路の整備を進めています！

主要区画道路については、平成25年度に土地の境界を明確にするための測量を実施し、現在は、希望者を対象に順次、建物調査や建替え相談を進めております。

今後も引き続き道路・公園整備に伴う意向調査・用地取得を行い、より良いまちを目指してまいります。

【主要区画道路6・7号の位置】

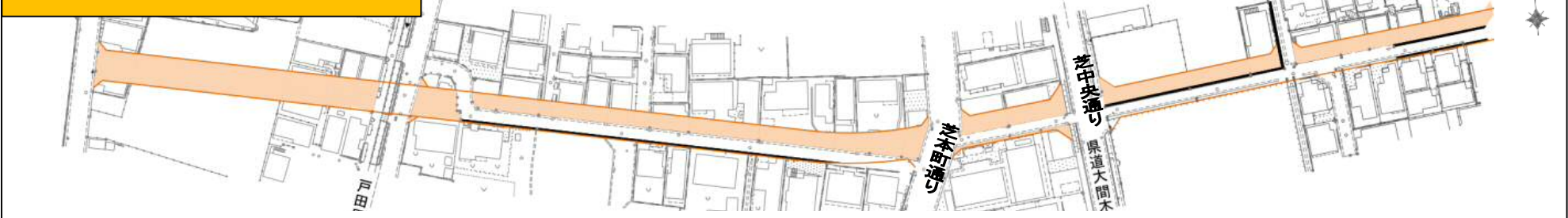


整備方針

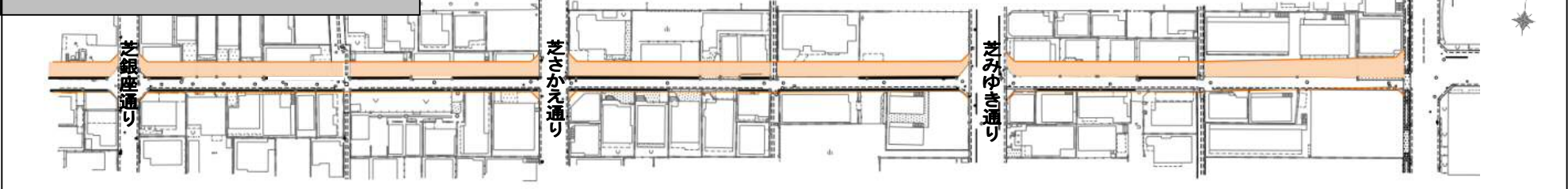
当地区では、地区の防災性と住環境の向上を図り、「誰もが安心して快適に住み続けられる環境のあるまち」を目標としています。

防災性の向上、安全で快適な歩行空間を確保及び地区内の主要な道路ネットワークの形成を図るため、主要区画道路を位置づけています。

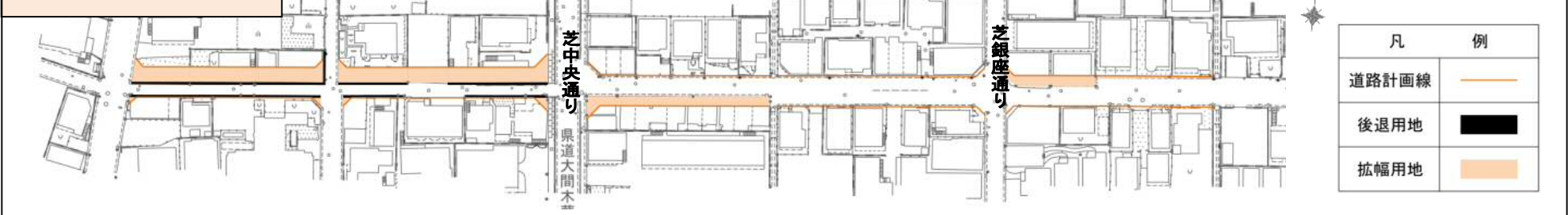
主要区画道路6号（西側）



主要区画道路6号（東側）



主要区画道路7号



※主要区画道路6・7号の図面は市のHPでも公開していますが、詳細については市街地整備室へお問い合わせ下さい。

後退用地の寄附採納に関する制度

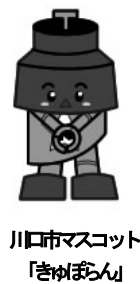
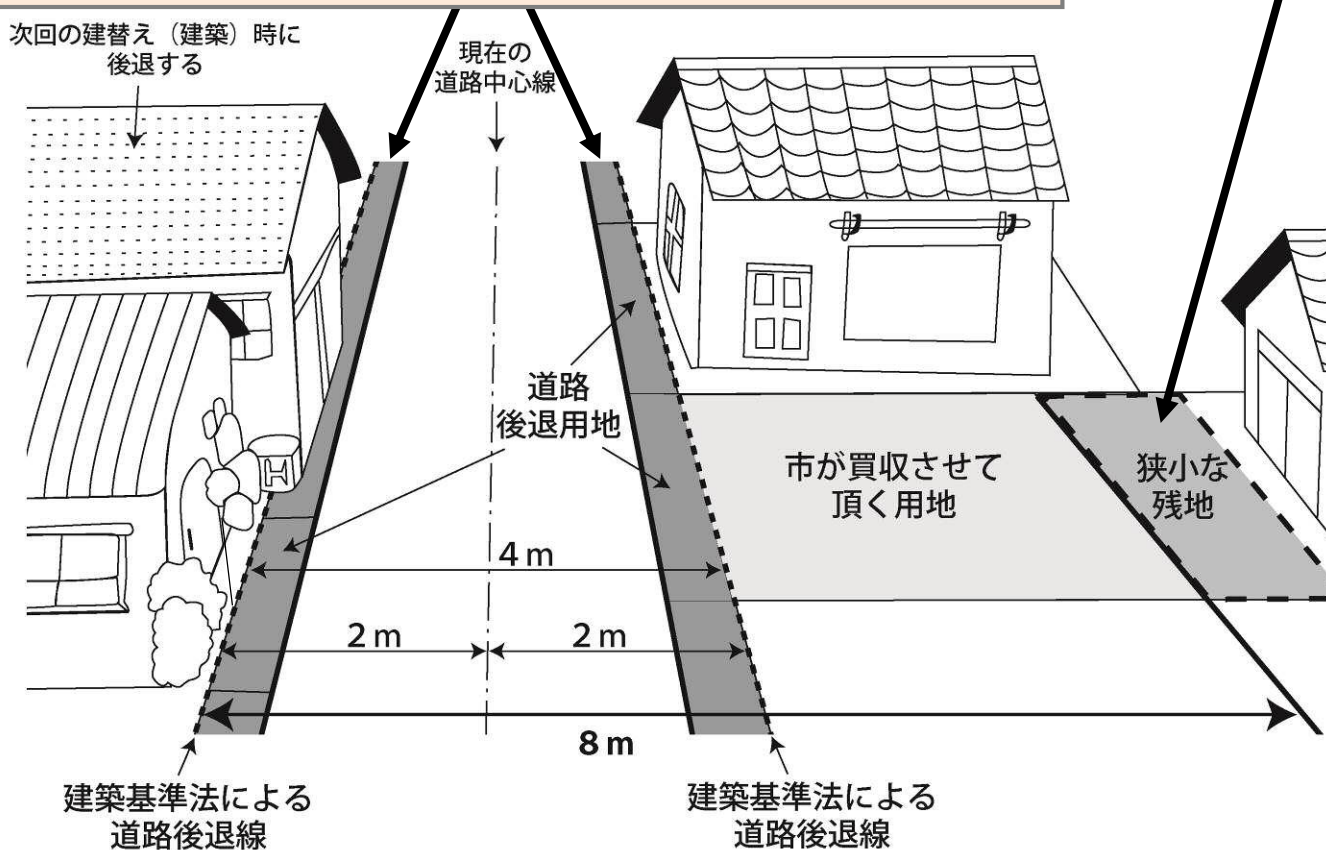
主要区画道路6・7号の後退用地の寄附に関しては、測量、分筆等の登記を市が代行する制度があります。

※主要区画道路6・7号沿道以外は、測量・分筆等の登記費用に対する助成がありますが、一部費用負担が発生します。

狭小な残地の買取希望について

主要区画道路の拡幅整備に伴い発生する狭小な残地の買取りを希望される方は、市が適宜相談に応じます。3頁の問合せ先までご連絡下さい。

狭小な残地の取得希望がある方は、市までご連絡ください。



道路整備では、土地代、建物補償等を金銭にてお支払いし、道路用地を取得します。
用地取得までの流れ、補償内容については3頁を参照してください。